

	地域防災計画	原子力災害対策指針又は地域防災計画
--	--------	-------------------

第二十八条第二項の表第七十条第一項及び第二項の項を次のように改める。

項	第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	地域防災計画		原子力災害対策指針若しくは地域防災計画

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項を次のように改める。

	第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	防災計画		防災計画若しくは原子力災害対策

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項の次に次のように加える。

		指針
第八十条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第三項の表第十四条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項	当該都道府県地域防災計画又は 災害予防及び災害応急対策	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは 原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。） 、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応

第三十条第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「内閣府」に改め、同条第二項中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置」を削る。

第三十一条及び第三十二条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十六条とする。

第四十条中「又は第十一条第六項」を「、第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第四十一条第五号中「第三十一条」を「第十三条の二第一項又は第三十一条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海

上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十二条中「前二条」を「第三十七条又は第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

第五十五条 原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

（原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 この法律の施行の際現に附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第十

六条第一項の規定により設置されている原子力災害対策本部は、附則第五十四条の規定による改正後の原子力災害対策特別措置法第十六条第一項の規定により設置された原子力災害対策本部とみなす。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正）

第五十七条 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改

正する。

目次中「・第十七条」を「―第十九条」に、「第十八条・第十九条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第十六条を次のように改める。

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十六条 主務大臣は、原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十四条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第四章中第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

## (主務大臣等)

第十七条 研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣
- 二 第十四条に規定する業務のうち、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三 第十四条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2 研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十八条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三

十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、

「評価委員会及び原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会」とする。

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、

原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第五十八条 独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この号において同じ。）に起因する事故に

より放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放

射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線」を「放射線の人体への影響並びに放射線」に改める。

（循環型社会形成推進基本法の一部改正）

第五十九条 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」に改め、同条第二項第二号中「並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物」を削る。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第六十条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、「実用発電用原子炉」の下に「（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）」を加え、同項第二号中「第二十



三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）」に改め、同条第五項第二号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条第三項及び第四条第三項中「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第六十二条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、次号に掲げる機関」を「次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関」に改め、同項に次の一号を加える。

五 原子力規制委員会

第六条第一項中「又は公害等調整委員会」を「、公害等調整委員会又は原子力規制委員会」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「及び運輸安全委員会規則」を「運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則」に、「又は運輸安全委員会の」を「運輸安全委員会又は原子力規制委員会の」に、「又は運輸安全委員会規則」を「運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則」に改める。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十二条

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十八条

三 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第五十二条

五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第三十条

六 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条

七 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正）

第六十四条 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）の一部を次のように改正

する。

第二条第一項中「再処理施設並びに」を「再処理施設、」に改め、「廃棄物管理施設」の下に「並びに原子炉等規制法第五十三条第二号に規定する使用施設等」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉（第四項において「原子炉」という。）並びにこれらの附属施設」を「第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「のうち原子力事業の実施又は原子炉の運転により生じたもの」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条中「を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等」を「原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価並びに原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務等」に改め、「エネルギー」としての利用に関する」を削る。

第十条第一項第一号中「原子力事業を行う者若しくは原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ 原子炉等規制法第三条第一項の製錬の事業、原子炉等規制法第十三条第一項の加工の事業、原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵の事業、原子炉等規制法第四十四条

第一項の再処理の事業又は原子炉等規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄の事業を行う者

ロ 原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者

ハ 原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質を使用する者（イ又はロに掲げる者を除く。）

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十三条第一項第四号中「エネルギーとしての利用に関する」を削る。

第十四条第一号中「第八十七条の電源開発促進勘定からの電源立地対策」を「第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第十五条第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

第十六条の見出し中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、「エネルギーとしての利用に関する」を削り、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、原子力規制委員会
- 二 第十三条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、原子力規制委

員会

三 第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣及び原子力規制委員会

2 機構に係る通則法における主務省は、原子力規制委員会とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第十八条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三

十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、

「評価委員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

2 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に  
関し、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に  
よる勧告をしようとするとき。

第二十条第二号中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十五条 独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「原子炉施設を」を「試験研究用等原子炉施設及び原子炉等規制法第四十三条の三の五  
第二項第五号に規定する発電用原子炉施設を」に改める。

第十三条第二項中「次の」を「原子炉等規制法第六十八条第一項から第四項までの規定による立入検査、  
質問又は収去の」に改め、各号を削る。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第六十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「この項及び第三項において」を削り、「指定行政機関の長（同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。）を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に、「及び関係隣接都道府県知事」を「並びに関係周辺都道府県知事」に、「関係隣接都道府県知事を」を「関係周辺都道府県知事を」に、「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事は」を「関係周辺都道府県知事は」に改め、同条第二項中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第三項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第四項中「指定行政機関の長が第一項」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は内閣総

理大臣及び原子力規制委員会」に、「指定行政機関の長は」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第十二項中「原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、同条第十三項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、「を削り、「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害事後対策」を「同条第一項中「原子力災害事後対策は」に、「同じ。」を「同じ。」は」に、「同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」を「同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「応急対策実施区域その他所要の区域」に改める。

第百六条中「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改める。

第百七条第四項を削る。



第百八十三条の表第百五条第一項及び第百五十二条第二項の項を削り、同表第百五十一条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十二条第二項	次条	第百八十三条において準用する次条
-----------	----	------------------

第百八十八条中「指定行政機関の長の」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の」に改める。

第百九十二条第二号中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第三号中「き損」を「毀損」に改める。

第六十七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。  
第百六条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第六十八条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように

改正する。

第十七条第一項第五号イ中「受けた放射性廃棄物（ ）の下に「実用発電用原子炉（ ）を加え、「第二十条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第二十八条第一項第四号ロにおいて同じ。」に改める。

第二十八条第一項第四号ロ中「第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）」に改める。

第六十九条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「経済産業大臣」の下に「（原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会）」を加え、同号を同項第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）のうち、原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

第二十八条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第五号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定 これらの規定中「評価委員会」とあ

るのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会」とする。

三 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、経済産業省及び原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会」とする。

第二十九条第二項中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め、「経済産業省及び原子力規制委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

よる勧告をしようとするとき。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正)

第七十条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とは、」の下に「実用発電用原子炉（」を加え、「第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第五項において同じ。」に改める。

第七十一条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二十三条第二項第八号」を「第四十三条の三の五第二項第八号」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十二条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「電源利用対策」の下に「、原子力安全規制対策」を加え、同条第四項中「独立行

政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、」を「第六項の措置に該当するもの並びに」に改め、同条第五項中「の財政上」を「及び次項」に改め、同項第一号ハを削り、同号二中「ホにおいて」を「二において」に改め、同号中ニをハとし、ホをニとし、同項第三号中「第八十八条第二項第二号へ」を「第八十八条第二項第二号ト」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは同法第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。）で政令で定めるものをいう。

第八十六条第一項中「エネルギー対策特別会計は」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

第八十八条第二項第二号口中「第八十五条第五項第一号イからハまで」を「第八十五条第五項第一号イ及びロ」に改め、同号二中「第八十五条第五項第一号二及びホ」を「第八十五条第五項第一号ハ及びニ」に改め、同号中ルをヲとし、ヘからヌまでをトからルまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第八十五条第六項の交付金及び措置に要する費用

第八十九条、第九十一条及び第九十三条中「及び電源利用対策」を「電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下この条において「新特会法」という。)の規定は、平成二十四年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定(以下この条において「旧電源開発促進勘定」という。)における平成二十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策の平成二十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、電源立地対策(新特会法第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう。)、

電源利用対策（新特会法第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう。）及び原子力安全規制対策（新特会法第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策をいう。以下この条において同じ。）の区分に従って、新特会法に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（以下この条において「新電源開発促進勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 この法律の施行の際、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策に所属する権利義務は、電源立地対策（新特会法第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう。次項において同じ。）、電源利用対策（新特会法第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう。次項において同じ。）及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定に帰属するものとする。

3 前項の規定により新電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第七十四条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法



律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「第二十条第三項若しくは第五項」を「第二十条第二項」に改める。

(平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の一部改正)

第七十六条 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「事業及び」を「事業並びに」に改め、「第八十五条第四項」の下に「及び第六項」を加え、「財政上の」を削る。

(原子力損害賠償支援機構法の一部改正)

第七十七条 原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「次号において」を「以下この号及び次号において」に、「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に、「同項」を「原子炉等規制法第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第七十八条 原子力損害賠償支援機構法の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改め、同項第二号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の一部改正）

第七十九条 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第八十条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

附則第十五条のうち経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第八十一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正）

第八十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「行った同法」の下に「第二十七条の四第一項又は同法」を加える。

第五十六条を次のように改める。

#### 第五十六条 削除

(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十三条 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「公正取引委員会委員長」の下に「原子力規制委員会委員長」を加え、同項第三号中「第四十一号までに掲げる者」の下に「(原子力規制委員会委員長を除く。)」を加える。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第八十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」を「第二十条第二項」に改め、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

第二十七条中「環境省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第七十二条中「及び運輸安全委員会規則」を「運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則」に、

「又は運輸安全委員会の」を「運輸安全委員会又は原子力規制委員会の」に、「又は運輸安全委員会規則」を「運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則」に改める。

附則第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第八十五条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十三条」を「第二百七十三条の二」に改める。

第十三章中第二百七十三条の次に次の一条を加える。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第二百七十三条の二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正

する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の二中「(平成十一年法律第百五十六号)」を削り、同号を同項第十四号の二の三とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号))

第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関すること。

十四の二の二 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第四条第三項第四十七号中「こと」の下に「(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)」を加える。

第三十七条第三項の表原子力委員会及び原子力安全委員会の項を次のように改める。

原子力委員会
--------

原子力基本法及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)
----------------------------------

(国家行政組織法の一部改正)

第八十九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一中

環境省

を

環境省

原

子力規制委員会

に改める。

別表第三環境省の項中「一人」を「二人」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第九十条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 放射線審議会(第十九条)」を「第五款 削除」に改める。

第四条第七十二号及び第七十三号を次のように改める。

七十二及び七十三 削除

第四条第七十四号中「こと」の下に「(放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに關することを除く。)」を加える。

「国立大学法人評価委員会



第六条第二項中

放射線審議会

」

を「国立大学法人評価委員会」に改める。

第三章第二節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第十九条 削除

第二十五条第二項中「第七十一号から第七十五号まで」を「第七十一号、第七十四号、第七十五号」に改める。

第九十一条 文部科学省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 地方支分部局（第二十五条）」を「第四節 削除」に改める。

第四条第七十一号から第七十五号までを次のように改める。

七十一から七十五まで 削除

第三章第四節を次のように改める。

第四節 削除

## 第二十五条 削除

(経済産業省設置法の一部改正)

第九十二条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第八条」に、「第十二条・」を「第九条」に、

「第二款 審議会等（第十八

第三款 特別の機関（第二

条―第十九条の二）

を「第二款 審議会等（第十八条―第二十条）」に、「第二十三条―第二十五条」

十条―第二十二条）」

を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十六条」を「第二十四条」に、「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第四条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、第三十九号を削り、第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十四号までを二号ずつ繰り上げ、第四十五号を第四十三号とし、

同号の次に次の一号を加える。

四十四 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関すること。

第四条第一項中第四十六号を第四十五号とし、第四十七号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げ、第五十七号から第五十九号までを削り、第六十号を第五十六号とし、第六十一号から第六十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名 称	法 律
日本工業標準調査会	工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
計量行政審議会	計量法（平成四年法律第五十一号）

中央鉱山保安協議会	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）

第七条第一項第六号中「及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）」を「、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）」に改める。

第三章第三節の節名を削る。

第九条を次のように改める。

（設置）

第九条 本省に、次の地方支分部局を置く。

経済産業局

産業保安監督部

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇産業保安監督事務所を置く。  
 第九条の前に次の節名を付する。

### 第三節 地方支分部局

第十条及び第十一条を削る。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号」を「第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第十条とする。

第十三条を第十一条とし、第三章第三節中同条の次に次の二条を加える。

(産業保安監督部等)

第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。

2 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

4 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

(支部又は産業保安監督署)

第十三条 経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことができる。

2 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

第十六条中「並びに産業保安を確保すること」を削る。

第十七条中「第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号」を「第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号」に改める。

第十九条第一項第四号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）及び液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）を「及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の二中「並びに高压ガス及び火薬類の保安に関する重要事項」を削り、同号を同項第二号とする。

第四章第二節第三款を削る。

第四章第二節第二款中第十九条の二を第二十条とする。

第四章第三節中第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二條とする。

第二十五条中「第六十号及び第六十二号」を「第五十六号及び第五十八号」に改め、同条を第二十三条とする。

第四章第四節中第二十六条を第二十四条とする。

第五章中第二十七条を第二十五条とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九十三条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十四号を次のように改める。

九十四 削除

(環境省設置法の一部改正)

第九十四条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 環境省に置かれる職及び機関」を「第三章 本省に置かれる職及び機関」に、「第四

節 地方支分部局(第十二条)」を

「第四節 地方支分部局(第十二条)

第四章 原子力規制委員会(第十三条)」

に改める。

第三条中「という。」の下に「並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保」を加える。

第四条第八号中「環境基本法」の下に「(平成五年法律第九十一号)」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条

第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故により放出された放射性物質による環境

の汚染への対処に関すること。



第四条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第 号）第四条第一項に規定する事務

第三章の章名中「環境省」を「本省」に改める。

第七条中「審議会等」の下に「で本省に置かれるもの」を加える。

第十二条第一項中「環境省」を「本省」に改め、同条第二項中「第四条第四号から第六号まで」を「第

四条第五号、第六号」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 原子力規制委員会

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

（復興庁設置法の一部改正）

第九十五条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「次号に掲げる機関」を「次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関」に改める。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第九十六条 原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第一条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」を加える。

第三条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」を加える。

第四条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第六号から同項第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第四条第一項第四号中「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ること」を「放射線による障害の防止」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に  
関すること。

第二十三条第一項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十号」に改める。

(検討)

第九十七条 附則第十七条及び第十八条の規定による改正後の規定については、その施行の状況を勘案して  
速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられる  
ものとする。



## 理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立って、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。